

平成27年12月23日

川崎市地域包括ケア推進室 様

川崎市介護支援専門員連絡会
会 長 中 馬 三和子
制度改正検討部会
部会長 須 山 暢 彦

「介護予防・日常生活支援総合事業について」

日頃より本会活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、先日の介護予防・日常生活支援総合事業説明会、及び、集団指導講習会におかれまして、総合事業についての川崎市のお考えをお示しいただきましたこと、感謝申し上げます。

さて、その二つの説明会には多くのケアマネジャーが参加し、総合事業についての考え方や移行の流れなどを確認したところですが、説明会後のアンケート回答には、大まかな概要としては捉える事ができた反面、ケアマネジャーとしてどのような動きになるのか、具体的なイメージを掴みきれていない意見が多く挙がっておりました。

そこで、本会は会員の声であるアンケート結果を基に説明会を経た上での疑問や質問をまとめたものを提出させていただきます。そして川崎市より回答をいただくことで具体的なイメージを深めていき、少しでも不安を取り除いて総合事業への移行が進んでいく一助になればと考えます。

ご対応の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

「質問・要望」

1. 移行の流れについて

①平成28年4月以降、予防訪問介護、予防通所介護については、予防給付有効期間の満了後に総合事業に順次移行を原則としつつ、平成28年度については予防給付の利用継続も可能とあるが、その判断はどのようにおこなわれるのか？（例えば、現在利用している事業者が総合事業に参入している場合は、自動的に現行相当サービスへの移行となり、参入していない場合は、有効期間の更新の時点で参入している事業者に変更するか、現在の事業者にて予防給付を継続し平成29年4月までに参入事業者への変更を進めるかの選択ができる、という理解でよろしいか？）

②平成28年4月以降、現行相当サービスを利用した際に、更新の時期を迎えていない利用者と同じサービスを利用しても利用料について差異が発生するように思われるが、その理解でよろしいか？

2. サービス類型案について

①スーパー基準緩和サービスの事業者は川崎市の指定という位置付けになるのか？サービスの質等の管理は川崎市がおこなうのか？

②訪問型、通所型サービスについて、それぞれの類型（現行相当、基準緩和、スーパー基準緩和）について、現状でサービス確保の目的はどの程度立っているのか？

③予防給付においては、通所リハビリと通所介護の併用ができなかったが、総合事業への移行後に、予防給付で通所リハビリを利用している者が、必要が生じた際に総合事業の通所型サービスを併用する事は可能なのか？

3. ケアマネジメントについて

①居宅介護支援事業所が委託を受けた場合、予防給付と同じように1/2で担当件数にカウントされるのか？

②居宅介護支援事業所が委託を受けた場合、委託料の設定はどのようになるのか？

③現行相当サービス、基準緩和サービスを利用した際の利用者負担の考え方は、介護・予防給付と同じとなるのか？ また、その場合、基本チェックリストにより利用している者の負担割合（1割、2割）の確認はどのようにおこなうのか？

④生活保護受給者がサービスを利用した場合、介護券は発行されるのか？

⑤地域包括支援センターの業務が増える事が予想されるが、配置基準等、業務内容について川崎市はどのようにお考えか？

⑥生活支援コーディネーターについて、川崎市はどのようにお考えか？

4. 市民への周知について

①市民の理解を進める為に、2割負担や減免制度の変更の時のような市民向けに分かりやすい説明チラシがあれば、私達からも利用者に対して説明がしやすくなる。周知の期間を考慮し平成28年1月を目途に作成していただきたい。

②行政から市民に向けての広報について、説明会やホームページでの案内等の予定があれば、私達からもアナウンスしていきたいが、どのような方法で広報をしていくお考えか？

③説明会において、民間企業の活用をより促進していきたい考え方が示されたが、その他にも、住民主体による支援や様々なボランティア活動の醸成に向けて考えている対策はあるか？